

令和5(2023)年版
三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書
(令和4年度の施策実施状況)



令和5(2023)年9月

三重県

はじめに

県では、平成18年をピークに飲酒運転による人身事故件数、検挙件数とも年々減少傾向にありましたが、令和4年の飲酒運転による人身事故件数は、前年を14件上回る42件となり、検挙件数も107件上回る408件となるなど、未だ根絶には至っていません。

飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は「犯罪」であり、かつ大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為であることを深く認識するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、平成25年7月に、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）を施行し、県の責務、県民や事業者の努力といった各主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第6条第1項の規定に基づく「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（令和3年度～令和7年度）において、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより深く理解してもらい、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

（参考）三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（抄）

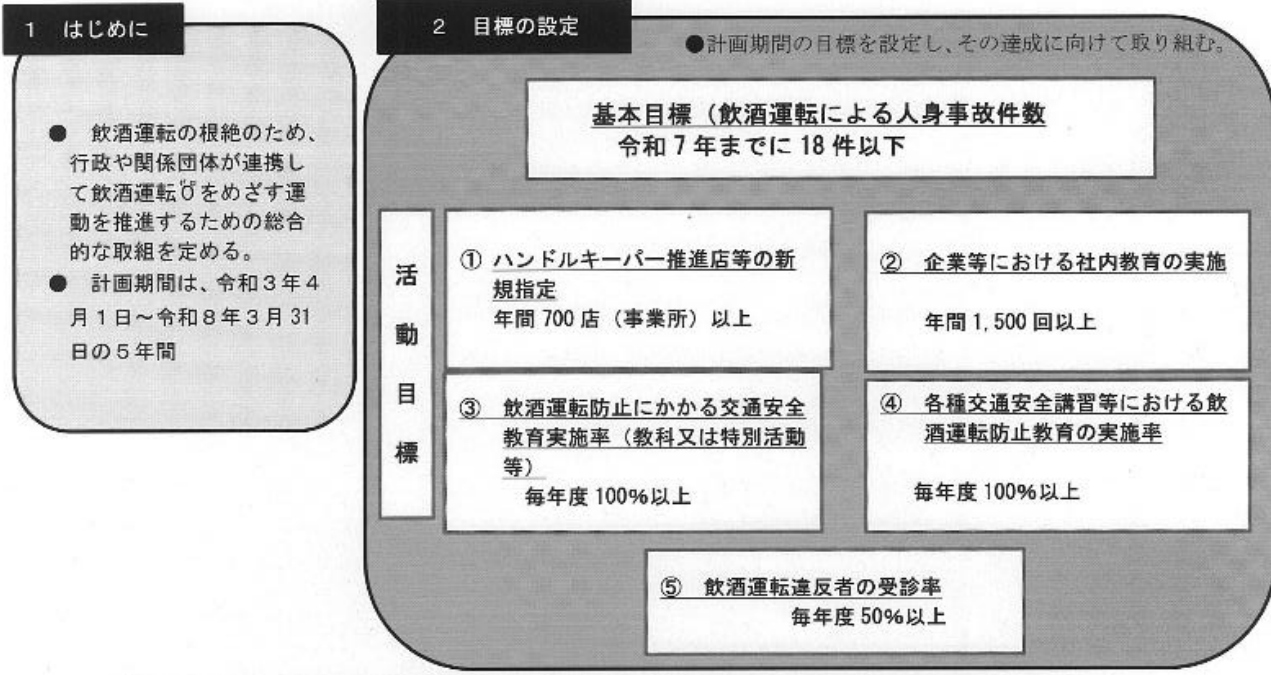
第6条第4項

知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

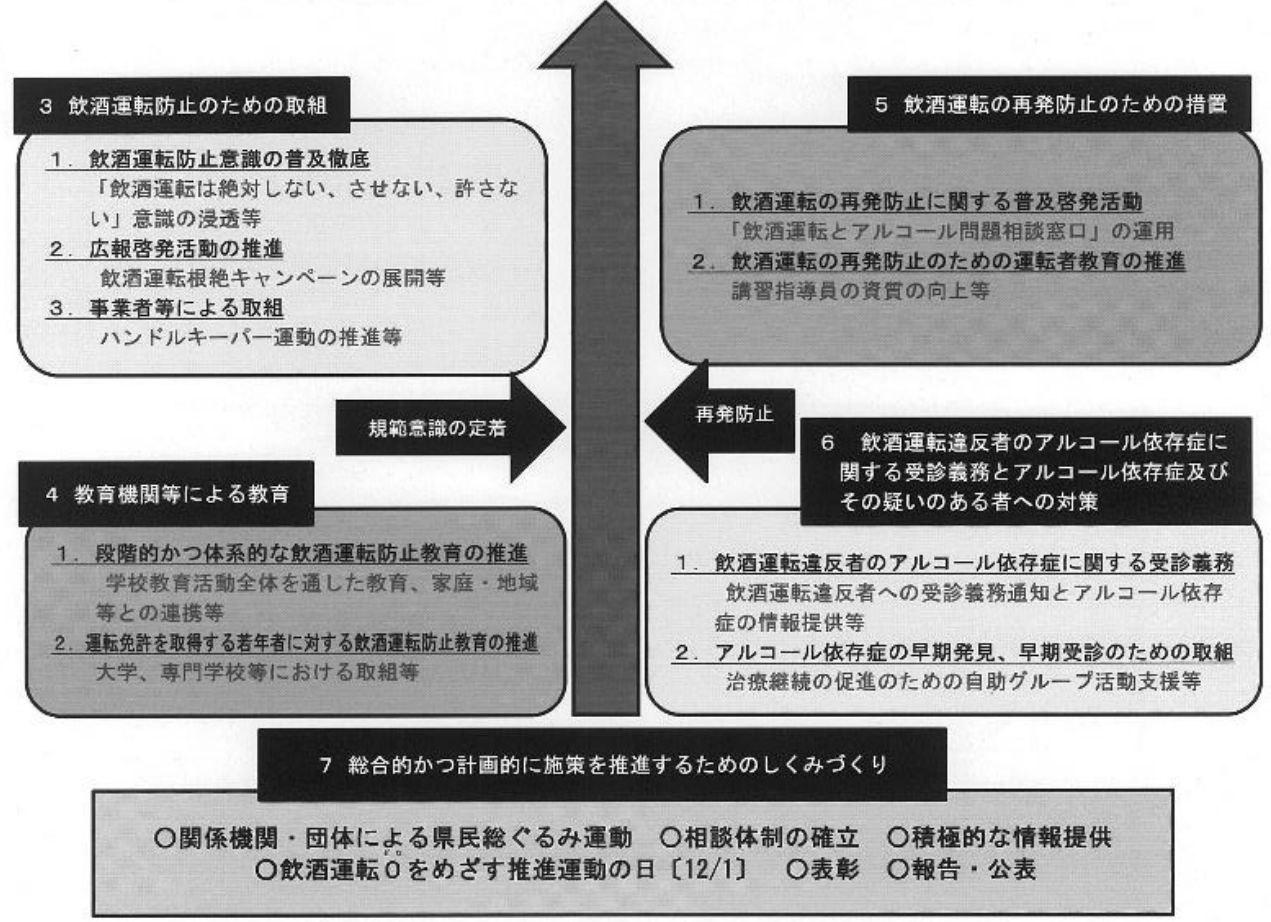
目 次

第1 「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の概要	1
第2 三重県の飲酒運転の現状と傾向	2
第3 令和4年度の数値目標達成状況	
1 基本目標の達成状況と対応	6
2 活動目標の達成状況と対応	7
第4 「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく令和4年度 ^{ゼロ} の取組概要と課題	
1 基本計画に定める4つの基本方針	9
2 基本方針の取組（成果と課題）	9
第5 今後の取組方向（令和5年度以降の取組方向）	
1 飲酒運転防止のための取組	14
2 教育機関等による教育の普及	14
3 飲酒運転の再発防止のための措置	15
4 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	15
第6 「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく令和4年度 ^{ゼロ} の具体的な取組状況	
I 飲酒運転防止のための取組	
1 飲酒運転防止意識の普及徹底	16
2 広報啓発活動の推進	20
3 事業者等による取組	23
II 教育機関等による教育	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	30
2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	33
III 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	34
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	35
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	
1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	36
2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	37
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	
1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	42
2 相談体制の確立	42
3 情報提供	42
4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせた取組	43
5 表彰	43
6 実施状況の報告と公表	43
○ 参考資料	
1 三重県交通対策協議会 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす部会の構成	44

第1「第3次三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」の概要



飲酒運転〇へ ～STOP！飲酒運転 in みえ～



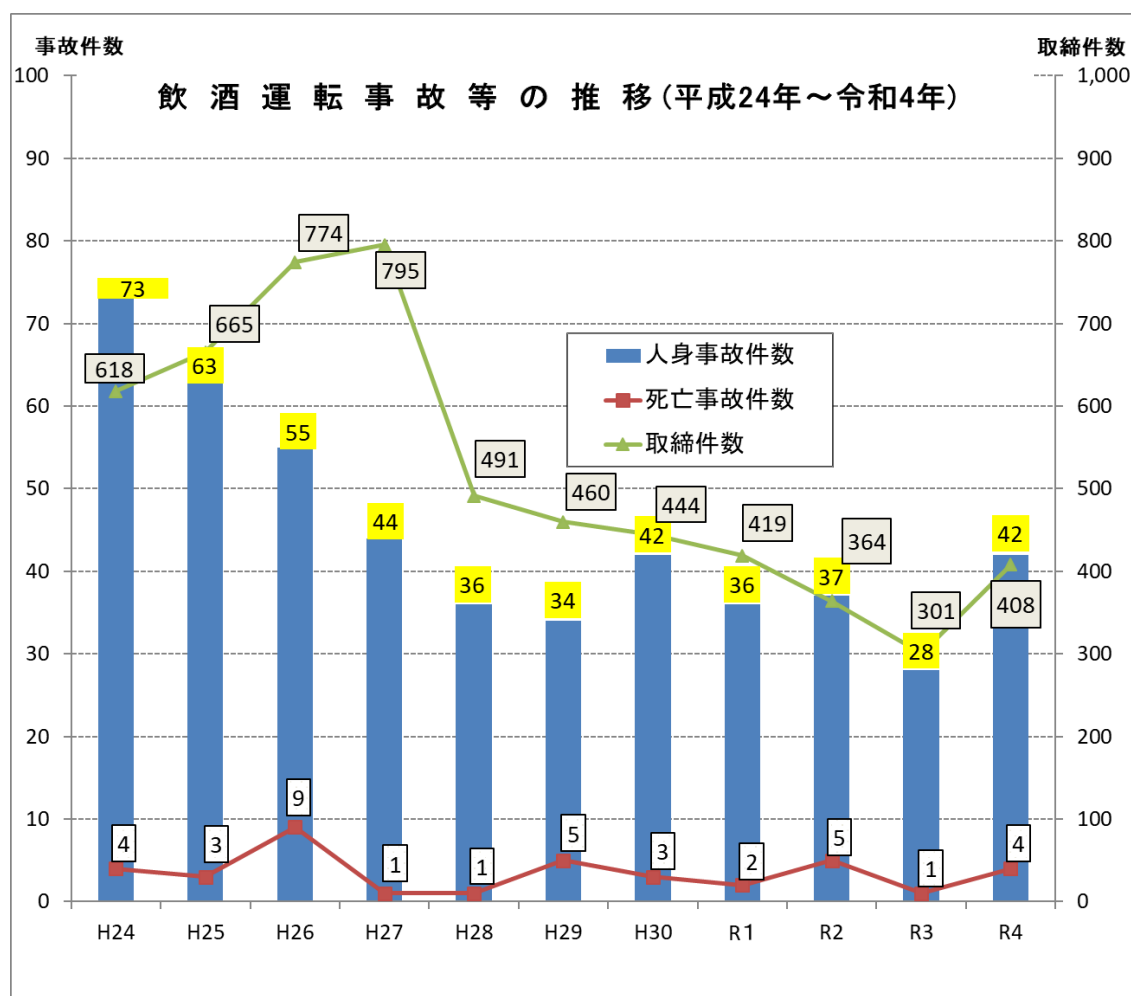
第2 三重県の飲酒運転の現状と傾向

1 飲酒運転による人身事故の発生や飲酒運転違反取締りの状況

県内の飲酒運転による人身事故については、平成19年9月施行の道路交通法の罰則強化により減少しはじめ、平成25年7月の条例施行以降減少傾向にありましたが、令和4年は42件と対前年に比べ14件の増となりました。そのうち死亡事故は4件で、前年と比べ3件増となりました。

また、飲酒運転違反取締りにあつては、対前年比107件増の408件が依然として検挙されている現状にあります。

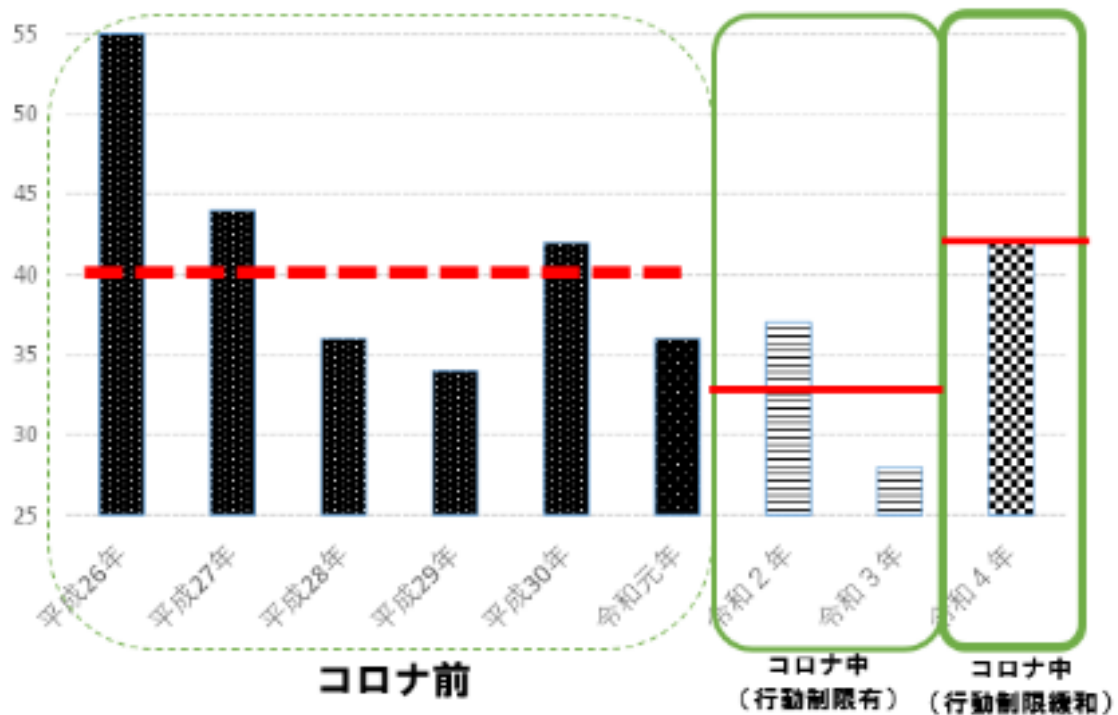
令和4年に飲酒運転による人身事故等が増えている原因としては、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」とする）による行動制限の緩和、県内交通量や総事故件数の増加のほか、依然として運転者に飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さがあるなど、様々な要因が重なっているものと考えています。



2 飲酒運転による人身事故や飲酒運転取締の傾向（主なもの）

（1）飲酒運転による人身事故の傾向

【コロナ前中後別 飲酒運転による人身事故件数の比較】



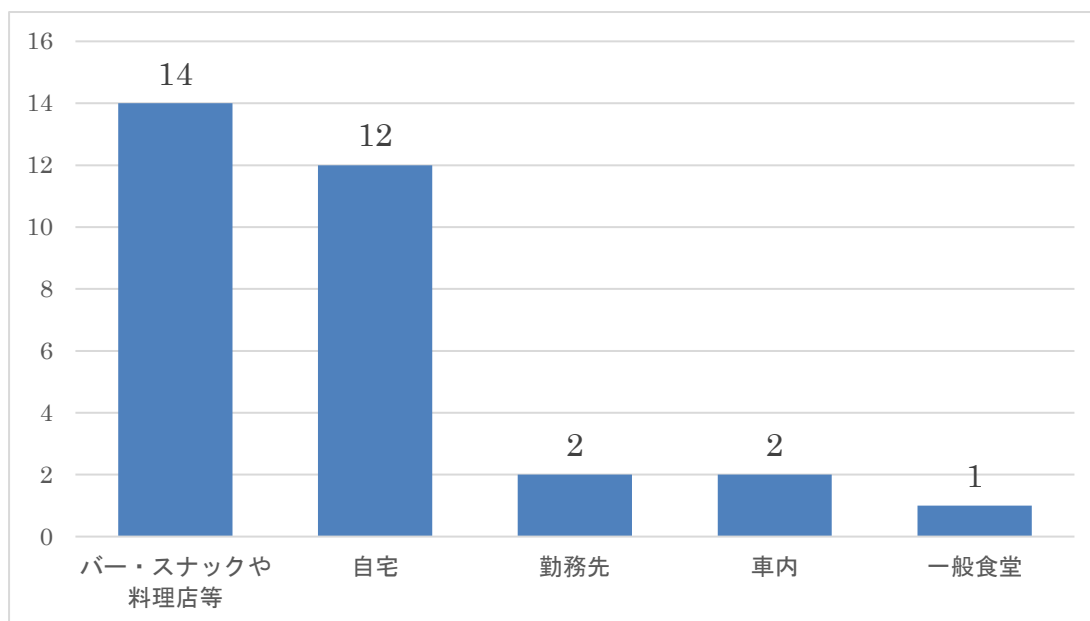
平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
55件	44件	36件	34件	42件	36件	37件	28件	42件
コロナ前 (平均41件)						コロナ中 (行動制限有) (平均33件)		コロナ中 (行動制限緩和)

コロナ前（条例施行～令和元年まで）・コロナ中における行動制限有（令和2年・令和3年）・行動制限緩和後（令和4年3月以降は、行動制限は実質的に緩和）の飲酒運転による人身事故の発生件数を分析したところ、コロナ前の平均発生数は41件、緊急事態宣言はじめ飲食店の営業制限や、行動制限のあったコロナ中の平均発生件数は33件と減少傾向を示しています。

なお、行動制限が緩和された令和4年の飲酒運転による人身事故件数（42件）は、コロナ前の水準と同程度であることが分かりました。

【飲酒運転による人身事故・「飲酒した場所」の状況（令和4年）】

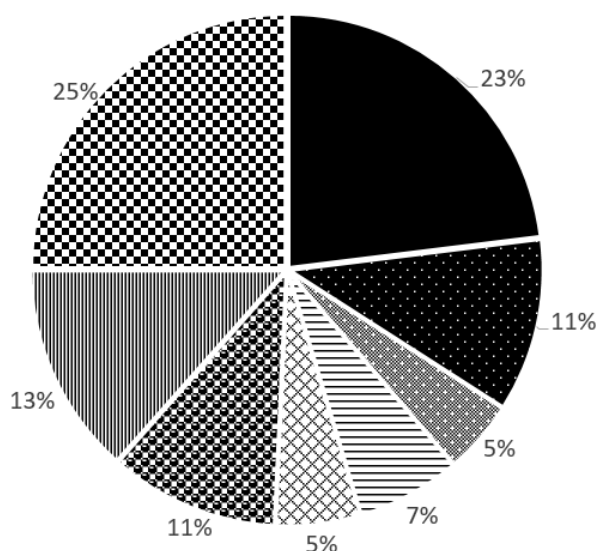
特定された「飲酒した場所」のうち、主なものは、「バー・スナック・料理店等」「自宅」となっています。中には「勤務先」「車内」といった回答も見受けられました。



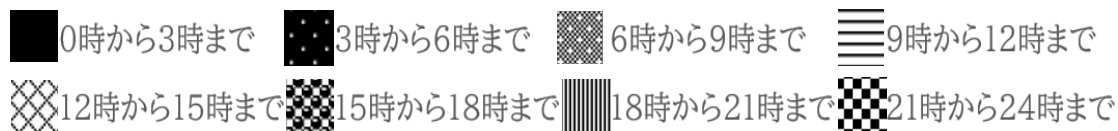
（2）飲酒運転取締の傾向

【発生時間帯別の比較（令和4年）】

飲酒運転違反の発生時間帯は、21時から3時が48%を占めています。その他の時間帯は、一定の割合で違反が発生しています。

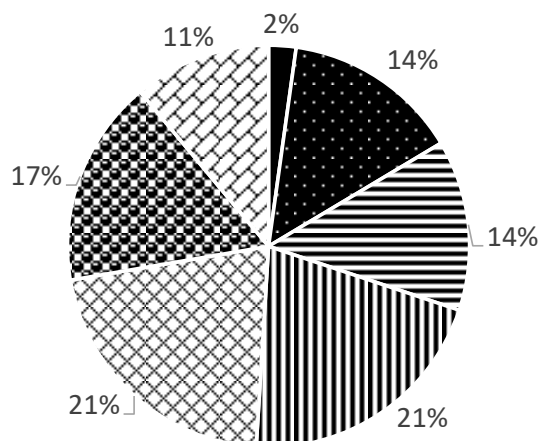


時間帯	取締件数
0時から3時まで	94件
3時から6時まで	45件
6時から9時まで	19件
9時から12時まで	27件
12時から15時まで	22件
15時から18時まで	44件
18時から21時まで	55件
21時から24時まで	102件
合計	408件



【飲酒運転違反者の年代比較（令和4年）】

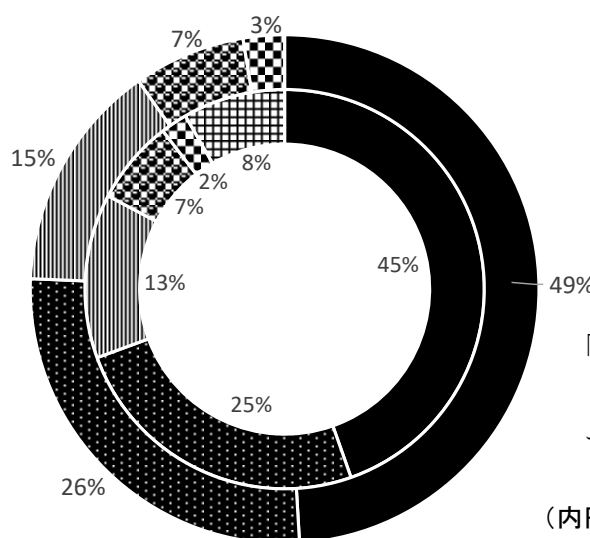
検挙された年代は40代・50代が最も多く、全体の4割を占めています。その年代以外（10代を除く）は、11%～17%といった同程度の割合を示しています。



年代	人数
10代	9人
20代	58人
30代	56人
40代	85人
50代	87人
60代	68人
70代以上	45人
小計	408人

■10代 ■20代 ■30代 ■40代 ■50代 ■60代 ■70代以上

【飲酒運転違反者の居住地と違反場所の比較（令和4年）】



飲酒運転違反者の「居住地」と「違反場所」について、それぞれ地域別の割合を比較したところ、居住地・違反場所のいずれも、北勢、中南勢、伊勢志摩の順に多くなっています。

また、地域別の割合は、「居住地」と「違反場所」の間に大差は見られないことから、居住地に近い地域で検挙されていると考えられます。

(内円：居住地別 外円：違反場所別)

■北勢 ■中南勢 ■伊勢志摩 ■伊賀 ■東紀州 ■県外

地域	居住地別		違反場所別	
	人数	割合	人数	割合
北勢	124	45%	131	49%
中南勢	69	25%	71	26%
伊勢志摩	37	13%	39	15%
伊賀	19	7%	19	7%
東紀州	6	2%	7	3%

第3 令和4年度の数値目標達成状況

県は、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」に基づき策定した、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）において、県、警察本部、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、1つの基本目標と5つの活動目標を設定しています。

基本目標である「飲酒運転による人身事故件数」は数値目標を達成できませんでしたが、活動目標である「ハンドルキーパー推進店等の指定等」「企業等における社内教育の実施」「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）」及び「飲酒運転違反者の受診率」については、目標達成することができました。

1 基本目標の達成状況と対応

基本目標 飲酒運転による人身事故件数（年間）					
年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
目標値	27件以下	25件以下	23件以下	21件以下	18件以下
実績値	28件	42件			
達成状況	0.96	0.60			
【設定の考え方】飲酒運転による人身事故が0（ゼロ）になることをめざして、毎年2件以上の減少をめざします。					

（参考）飲酒運転による人身事故件数の推移 （単位：件）

年	H25年	第1次基本計画			第2次基本計画			
		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
目標値		53	43	38	33	28	23	18
実績値	63	55	44	36	34	42	36	37
達成状況		0.96	0.98	1.00	0.97	0.67	0.64	0.49

飲酒運転による人身事故は、対前年より14件増の42件となりました。

飲酒運転による人身事故の増加の原因としては、コロナ禍による行動制限の緩和、県内交通量や総事故件数の増加、依然として運転者に飲酒運転の危険性や結果の重大性に対する認識の甘さがあるなど、様々な要因が重なっているものと考えられます。

今後は、飲酒運転による人身事故や飲酒運転違反の実態を踏まえ、県・警察本部・関係団体と連携し、「規範意識の定着」のさらなる徹底のために、新たな対策として、場面に応じた広報啓発の重点的实施や、広報及び交通安全教育の強化、再発防止対策を引き続き図るとともに、警察本部においては飲酒運転による交通事故の分析に基づいた効果的な交通指導取締りを重点的に取り組んでいきます。

2 活動目標の達成状況と対応

活動目標 (1) ハンドルキーパー推進店等の指定等					
年 度	R 3 年度	R 4	R 5	R 6	R 7
目 標 値	700店(事業所)	700店	700店	700店	700店
実 績 値	979店(事業所)	777 店			
達 成 状 況	1.00	1.00			
【設定の考え方】 広く社会全体でハンドルキーパー運動を浸透させるため、新たなハンドルキーパー推進店等として、年間 700 店以上の指定をめざします。					

令和 4 年度の実績値は 777 店（事業所）となり、目標を達成できました。

ハンドルキーパー推進店等の指定については、三重県小売酒販組合連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修（法定研修）の受講者に対して、くらし・交通安全課が行うもののほか、（一財）三重県交通安全協会や警察本部が、飲食店や事業所に対して行うものがあります。

引き続き、ハンドルキーパー運動の普及啓発とともに、飲酒運転による人身事故や飲酒運転違反者の実態を踏まえながら、ステッカーやチラシ等を活用し、酒類提供や販売の場面に応じた啓発を重点的に行っていきます。

活動目標 (2) 企業等における社内教育の実施					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目 標 値	1,500回	1,500 回	1,500 回	1,500 回	1,500 回
実 績 値	1,540回	1,831 回			
達 成 状 況	1.00	1.00			
【設定の考え方】 企業等の社内教育の実施について、毎年度 1,500 回以上の実施をめざします。					

安全運転管理者講習等の実施を通して、企業等による飲酒運転防止教育の支援を行い、目標値を達成することができました。

今後も、推進機関による講習や情報提供の実施により、企業等による自主的な飲酒運転防止教育を支援していきます。

活動目標 (3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目 標 値	100%	100%	100%	100%	100%
実 績 値	100%	100%			
達 成 状 況	1.00	1.00			
【設定の考え方】 受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ、毎年度 100 パーセント実施をめざします。					

各種の交通安全講習（運転免許取得時講習・更新時講習・取消処分者講習・停止処分者講習・高齢者講習・安全運転管理者等講習、その他関係機関・団

体が行う交通安全講習)においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実施することにより、目標値を達成することができました。

今後も、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を実施していきます。

活動目標 (4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率 (教科または特別活動等)					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目 標 値	100%	100%	100%	100%	100%
実 績 値	100%	100%			
達 成 状 況	1.00	1.00			
【設定の考え方】 小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の毎年度 100 パーセント実施をめざします。					

県教育委員会は、小学校、中学校、高等学校に対して、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、学校における飲酒運転の根絶に関する教育の必要性を伝達しました。

保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導を行ったと回答した学校は、小学校、中学校、高等学校において「100%」であり、目標値を達成することができました。

今後も各学校において、児童・生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

活動目標 (5) 飲酒運転違反者の受診率					
年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目 標 値	46%以上	47%以上	48%以上	49%以上	50%以上
実 績 値	55.4%	59.0%			
達 成 状 況	1.00	1.00			
【設定の考え方】 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率、50 パーセント以上をめざします。					

県は公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、受診義務通知・勧告・再勧告により、令和4年度の目標値である「47%以上」を達成しました。

今後も、アルコール依存症および多量飲酒者の早期発見、早期受診のため、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行うとともに、受診義務通知・勧告に加えて、引き続き、再勧告を行い、飲酒運転違反者の受診率がさらに向上するよう取り組んでいきます。

第4 「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく令和4年度 の取組概要と課題

1 基本計画に定める4つの基本方針

基本計画では条例の柱とする方針である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」に枠組みした4つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

条例の柱とする方針	第3次基本計画の基本方針
規範意識の定着	<p>○飲酒運転防止のための取組 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進</p> <p>○教育機関等による教育 教育機関等における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育および啓発を推進</p>
飲酒運転の再発防止	<p>○飲酒運転の再発防止のための措置 飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施</p> <p>○飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係についての啓発を推進 ・飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を実施

2 基本方針の取組（成果と課題）

（1）飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、四季の交通安全運動における啓発のほか、企業等による社内での自主的な飲酒運転防止教育の推進や、関係機関・団体による交通安全啓発活動、指導取締り、ハンドルキーパー運動の普及など、様々な手段・方法で飲酒運転防止意識の醸成を行いました。

特に、令和4年は年当初より飲酒運転事故が増加傾向にあったため、警察本部において、事故実態に応じた飲酒運転の重点的な指導取締りを行い、事故抑止対策を図りました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、広報啓発活動の一環として、関係機関・団体と連携し、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業を実施しました。

この取組では、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、ドライバーが訪れ

る商業施設において、スローガン「STOP！飲酒運転 in みえ」を展開し、広報啓発活動を行いました。

また、ラジオなど各種メディアの活用、啓発用ポスター・チラシの配布、四季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動等を行いました。

特に、令和4年の増加傾向をうけ、酒類を販売するコンビニエンスストアへの来店者向けに、条例啓発ポスターの掲示を行い、条例の周知・飲酒運転防止の意識啓発に取り組みました。

※《令和4年度の主な啓発事業実施状況》

- 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日（12月1日）街頭キャンペーン
開催日：令和4年12月1日（木）
開催場所：オートバックス 津店（津市）
内 容：飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の周知、飲酒運転の根絶意識の醸成を図るため、啓発物品、啓発チラシの配布により、飲酒運転の危険性を訴えました。
実施者：県、（一財）三重県交通安全協会

- コロナへの対応
啓発事業については、令和4年度中も、コロナ感染拡大防止のため、対面型行事が一部中止となったものもありましたが、感染防止対策を講じながら、各季の交通安全運動等の機会を捉え、関係機関・団体と連携・実施しました。

ウ 事業者等による取組

- (ア)（一社）三重県タクシー協会、（一社）三重県トラック協会、（公社）三重県バス協会では、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等について事業所への指導を徹底しました。
- (イ)（一社）三重県安全運転管理協議会では、酒酔い体験ゴーグル、アルコールチェッカー、交通安全教育DVDの貸出を行い、事業所における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。
- (ウ)（公財）三重県生活衛生営業指導センターでは、店舗巡回訪問時に自動車運転代行もしくは公共交通機関の利用、およびハンドルキーパー運動の普及に係る呼び掛けを行いました。飲酒運転の増加しやすい年末には、県と連携により巡回啓発を行いました。
- (エ) 三重県小売酒販組合連合会では、酒類販売店への啓発ポスターの掲示、酒類販売関係者へのチラシ配布などを通じ啓発活動を行いました。
また、県は、同連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止の徹底（来店者への声かけ）を呼び掛けました。
- (オ)（公社）三重断酒新生会では、フォーラムや研修会等の開催や街頭啓発の実施により、飲酒運転根絶に向けた啓発を行いました。

[課題]

飲酒運転による人身事故件数は対前年に比べ増加したことから、さらなる飲酒運転防止意識の高揚を図るため、県・警察本部・関係機関・団体が連携し、飲酒運転による人身事故や飲酒運転違反の実態をふまえながら、効果的な広報啓発に取り組むとともに、警察本部においては、飲酒運転による交通事故の分析に基づいた効果的な交通指導取締りを進めていく必要があります。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

(ア) 県教育委員会では、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転の根絶をめざす教育の必要性を伝えました。

(イ) 交通安全教育実施機関においては、受講者の年齢に応じた研修等を実施しました。

(ウ) 県警本部や運転免許講習等実施機関により、高齢者講習の受講者に対して飲酒運転防止教育を実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

(ア) 運転免許講習等実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習等で飲酒運転防止教育を実施しました。

(イ) 県警本部では、県内の大学生等に対して飲酒運転防止教育を実施しました。

[課題]

将来に渡って、飲酒運転の根絶をめざすには、小中学校においての幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する交通安全教育を実施し、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性や危険性について理解させることで規範意識を定着させる必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して積極的な情報提供や適切な助言指導を行い、アルコール依存症に関する受診を促しました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習、運転免許停止処分者講習で飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対し研修を行い、講習時の飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防止する環境を整えていく必要があります。

(4) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

県では、公安委員会から情報提供を受けた飲酒運転違反者に対して、指定医療機関（34 機関）を案内した書面等添付して、毎月受診義務通知を发出するとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診促進に努めました。

そして、受診義務通知から、報告期限の 60 日を経過しても受診報告がない場合に行う勧告に加え、さらなる受診率の向上を図るため、勧告から 40 日を経過しても受診報告がない場合に、再勧告を行いました。

令和 4 年度においては、受診義務通知（327 件）に対する受診報告数は 136 件、勧告（193 件）に対する受診報告数は 32 件でした。そして、再勧告（160 件）をすることにより、受診報告数がさらに 25 件増えました。

この結果、合計受診率は「59.0%」となり、受診率の向上につながりました。

○ 受診義務（勧告・再勧告）通知に対する受診報告件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	平成 27 年 7 月 15 日時点	平成 28 年 7 月 15 日時点	平成 29 年 7 月 15 日時点	平成 30 年 7 月 15 日時点	令和元年 7 月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	542 件	744 件 (+202 件)	473 件 (-271 件)	436 件 (-37 件)	417 件 (-19 件)
受診報告数 (受診率)	203 件 (37.5%)	269 件 (36.2%)	150 件 (31.7%)	150 件 (34.4%)	161 件 (38.6%)
勧告書送付数 (構成率)	254 件 (46.9%)	362 件 (48.7%)	230 件 (48.6%)	282 件 (64.7%)	250 件 (60.0%)
受診報告数 (受診率)	42 件 (16.5%)	56 件 (15.5%)	29 件 (12.6%)	33 件 (11.7%)	34 件 (13.6%)
合計報告数 (受診率)	245 件 (45.2%)	325 件 (43.7%)	179 件 (37.8%)	183 件 (42.0%)	195 件 (46.8%)
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
	令和 2 年 7 月 15 日時点	令和 3 年 7 月 15 日時点	令和 4 年 7 月 15 日時点	令和 4 年 7 月 15 日時点	
通知書送付数 (前年同対比)	395 件 (-22 件)	381 件 (-14 件)	276 件 (-105 件)	327 件 (+51 件)	
受診報告数 (受診率)	136 件 (34.4%)	151 件 (39.6%)	104 件 (37.7%)	136 件 (41.6%)	
勧告書送付数 (構成率)	251 件 (63.5%)	224 件 (58.8%)	172 件 (62.3%)	193 件 (59.0%)	
受診報告数 (受診率)	51 件 (20.3%)	44 件 (19.6%)	30 件 (17.4%)	32 件 (16.6%)	
再勧告書 送付数 (構成率)			138 件 (50.0%)	160 件 (48.9%)	
受診報告数 (受診率)			19 件 (13.8%)	25 件 (15.6%)	
合計報告数 (受診率)	187 件 (47.3%)	195 件 (51.2%)	153 件 (55.4%)	193 件 (59.0%)	

○ 飲酒運転防止相談窓口（平成 26 年 4 月 1 日設置）における相談件数の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26年度	4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111
H27年度	17	19	16	15	18	12	14	13	16	13	15	12	180
H28年度	9	10	15	8	9	12	9	13	7	11	11	12	126
H29年度	12	2	10	8	10	6	8	4	8	9	8	6	91
H30年度	15	11	7	6	10	11	10	6	8	6	5	8	103
R元年度	6	6	11	11	4	8	7	3	5	10	12	10	93
R2年度	5	4	3	7	15	10	14	10	11	8	10	4	101
R3年度	10	6	5	12	2	4	5	3	5	5	5	10	72
R4年度	3	12	8	4	15	7	7	8	13	8	5	8	98

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

(ア) 県では、アルコール依存症の早期発見のため、専門的な検査を受けられる医療機関を34機関指定しています。

また、アルコール関連問題啓発フォーラムの開催等によりアルコール関連問題について啓発を行いました。

(イ) 警察本部では、運転免許取得・更新時に受理する質問票に基づき、個別聴取を行い、アルコール依存症の把握に努め、申告がある申請者に対して早期治療を促しました。

また、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対して、運転免許証返還時に医療機関の受診を促しました。

そのほか、取消処分者講習受講者240人に、停止処分者講習（飲酒学級）受講者43人を対象に、アルコール・スクリーニングテストを実施し、問題飲酒行動のあるものに対して、医療機関の受診を促しました。

(ウ)（公社）三重断酒新生会では、各地域において県、医療機関と連携しながら、アルコール依存症の正しい知識の普及及び飲酒運転防止に関する教育を行いました。

さらに、県内各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口で、「アルコール依存症および飲酒運転」に関する相談に対応しました。

令和4年度中に11回の酒害相談に対応した結果、アルコール依存症からの回復をめざして、7人が三重断酒新生会に入会しました。

〔課題〕

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、アルコール依存症の飲酒運転違反者が7%、アルコール依存症の疑いまたはアルコール乱用の飲酒運転違反者が60%と、受診した飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることが分かっていることから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが飲酒運転の再発防止に効果が高いと考えられます。

そのため、受診通知の発出とともに飲酒運転違反者やその家族等からの相談への対応により、早期受診、早期治療につなげていく必要があります。

そして、受診率のさらなる向上に向け、受診義務通知・勧告に加えて、引き続き、再勧告を実施するとともに、条例の趣旨やアルコール依存症に関する正しい知識の普及、指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 今後の取組方向（令和5年度以降の取組方向）

「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」の観点から、次のように取り組んでいきます。

1 飲酒運転防止のための取組

令和4年の三重県の飲酒運転事故等の実態を踏まえ、「規範意識の定着」のさらなる徹底のため、四季の交通安全運動における啓発やハンドルキーパー推進の取組に加えて、新たに、酒類販売店や飲食店にステッカー等を配布するなど様々な場面に合わせた啓発を強化するとともに、ラジオスポット放送や県SNSによる広報を強化するとともに、花火大会など大型イベント会場の放送による飲酒運転防止の呼びかけや大型レジャー施設での来場者への啓発など、広報の内容を飲酒運転の悪質性、周囲に与える悲惨さなどを訴えるものとするなど、効果的な広報啓発活動を積極的に推進していきます。

啓発や周知にあたっては、推進機関が一体となって「飲酒運転^{ゼロ}をめざす運動」のスローガンである「STOP! 飲酒運転 in みえ」を展開し、飲酒運転防止意識の更なる浸透と高揚を図ります。

また、警察本部においては、飲酒運転による交通事故の分析に基づき、飲酒運転が常態的に見られる時間帯や場所等に重点を置いた効果的な飲酒運転の取締り強化に努めるとともに、飲酒運転を検挙した際には、運転者だけでなく、飲酒運転を助長する周辺者に対する取締りも推進していきます。

さらに、令和5年12月1日施行の改正道路交通法施行規則で義務化される安全運転管理者における運転前後のアルコール検知器を使用した飲酒検査の周知、徹底を図っていきます。

2 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、小学校から高等学校、また、飲酒を始める時期でもある大学において、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が行われるよう、継続して働きかけを行っていきます。

3 飲酒運転の再発防止のための措置

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた適切な助言指導に取り組みます。

また、適切な講習・指導が行われるよう講習実施機関の講習指導員へ働きかけを行い、違反者に対する規範意識の醸成を図ります。

4 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

飲酒運転につながるおそれがあるアルコール依存症の早期発見のため、広く県民に対してアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族や事業所などの周囲の者が適切に対応できるよう対応方法や相談窓口の周知に努めていきます。

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者および家族等に対する助言指導により受診義務の履行を促すほか、保健所等において、アルコール依存症に関する相談を受けた場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い、アルコール依存症の早期治療へつなげていくとともに、受診勧告後 40 日を経過しても報告がない飲酒運転違反者への再勧告を引き続き行い、受診率のさらなる向上に努めます。

また、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の拡大を図るとともに医療機関、自助グループ等の関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努めていきます。

そのほか、アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年 6 月施行）に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第 2 期）（令和 4 年 3 月施行）」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて警察本部、市町、医療機関、自助グループ等との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

第6 「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく令和4年度の具体的な取組状況

(基本計画の体系に基づき記載 大項目5-中項目15-小項目49)

I - 1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(1) 交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	推進機関は、飲酒運転の根絶に向けてさまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及徹底に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「三重県交通安全県民運動実施要綱」に「飲酒運転等の根絶」を重点目標として定めたほか、酒類販売管理研修や様々な機会を通して、条例の周知に係る講話等を実施しました。 【環境生活部】 ○ 令和4年中、更新時講習受講者 210,192人及び高齢者講習受講者 70,374人に対して、飲酒運転に関する交通安全教育を行い、知識の普及徹底に努めました。 【警察本部】 ○ 協会本部では10月(R4.10.5参加者18名)及び令和5年3月(R5.3.6参加者31名)に事故防止セミナーを開催し、経営者・管理者に飲酒運転の危険防止についての教育を徹底した。協会支部ではドライバーを対象とした安全運転講習会を計5回実施しました。 ○ 初任運転者特別講習会を年3回(R4.6 R4.9 R5.2参加者計69名)開催し、「飲酒運転防止等の法令遵守の徹底に関わる通達について」説明しました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(2) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進	県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」である12月1日に、オートバックス津支店において、来店者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布等を行い、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 「飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」の12月1日、ミタス伊勢で実施されたイベントに参加し広報啓発活動を行った。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 関係機関・団体と連携し、四季の交通安全運動の機会を通して、ラジオ等のメディアを活用した飲酒運転根絶に向けた啓発活動を展開しました。 【環境生活部】 ○ 県・市町や企業と連携して、ポスター掲示やチラシ配布などの広報活動を展開し、飲酒運転根絶に向けた機運醸成に努めました。また、県ウェブページに四季の運動内容と併記して、飲酒運転の悪質性を周知しました。 【警察本部】 ○ トラックの日(10月9日)の関連行事について各支部で飲酒運転根絶キャンペーンを実施し、他には四季の「交通安全県民運動」期に会員へ啓発チラシを各運動期毎約1000社へ配布しました。 【(一社)三重県トラック協会】

5項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(3) 飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知	県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。	<p>○ 運行管理者を対象とする講習で、運送事業における飲酒運転防止対策について講義を行いました。 特別講習 2回 28人 【中部運輸局三重支局】</p> <p>○ ラジオスポットを活用し、飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。 【環境生活部】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(4) 交通指導取締り、広報啓発、飲食店に対する指導および交通安全教育の推進	警察は、飲酒運転による交通事故実態等分析に基づいた指導取締りや周辺者の責任追及を徹底します。また、運転免許更新時講習等を通じた交通安全教育を推進するとともに、県、市町、関係機関・民間団体等と連携した広報啓発活動を推進します。	<p>○ 飲酒運転の検挙状況等を分析した上で、分析結果に基づいた交通指導取締りを推進しました。(令和4年中 飲酒運転検挙数 408件) 飲酒運転の周辺者に対して的確な捜査を行い、飲酒運転を助長する周辺者への捜査を推進しました。(令和4年中 飲酒運転周辺者三罪のうち 同乗罪検挙数 9件)</p> <p>○ 四季の交通安全運動出発式を開催し、飲酒運転根絶の機運を高めました。 【警察本部】</p> <p>○ 各地区交通安全協会主催の各種交通安全教室において、飲酒運転根絶をテーマにしたDVDの上映や飲酒ゴーグルによる飲酒状態の模擬体験などを通じて、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた実践的な交通安全教育を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(5) 情報提供、ハンドルキーパー運動やアルコール依存症の知識の普及、相談窓口の周知	推進機関は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い、取組を支援します。また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動および、アルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。	<p>○ 三重県小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修に参加し、受講者の酒類販売管理者に対して条例の周知と飲酒運転の恐ろしさや飲酒運転事故の悲惨さを訴えかける研修会を実施しました。 また、啓発活動や講習の機会を通じ、相談窓口の周知に努めました。 ※ 酒類販売管理研修受講者数(販売店数) 566店 【環境生活部】</p> <p>○ 県警ウェブページで掲載の「三重の交通事故」で、飲酒運転時の事故を毎月公表しました。 希望者に情報を配信する「三重県警察交通安全メール便」で、飲酒運転根絶のポスターを閲覧できるようにしました。 【警察本部】</p> <p>○ マスメディア等を活用した広報啓発活動をはじめ、機関誌「交通安全みえ」、各地区交通安全協会が発行する機関誌、HPへの掲載を行いハンドルキーパー運動を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(5) 情報提供、ハンドルキーパー運動やアルコール依存症の知識の普及、相談窓口の周知	推進機関は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い、取組を支援します。 また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動および、アルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。	<p>○ 機関誌（みえ自家用自動車新聞、毎月8000部発行）等を活用した会員（自家用自動車ユーザー）等への情報提供を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】</p> <p>○ 安全運転者等講習を県内11会場において、54回実施し、8,536人（正7,212人、副1,324人）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。</p> <p>○ 毎月1日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月、7,200部）にて飲酒運転根絶をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。</p> <p>○ 10月27日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者16人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 年末の交通安全運動期を中心にハンドルキーパー運動を周知しました。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 本年度開催をしたすべての酒類販売管理研修時において、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に伴うお願い冊子等を配布して飲酒運転事故の現状および飲酒根絶に向けた取組を周知し、酒類販売業者に知識の普及と相談窓口の周知を図りました。</p> <p>○ 中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習および県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コロナウイルス感染対策のため開催を見送りましたが、講師向けの研修資料を通じて、各知識の普及、相談窓口の周知を図りました。 【三重小売酒販組合連合会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(6) 公共交通機関の利用促進 ア 公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及	推進機関は、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い、飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止のため、公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 三重県生活衛生同業組合連合会理事会等において、飲酒運転根絶について各組合員に周知・注意喚起するよう協力を求めました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(6) 公共交通機関の利用促進 イ 自動車運転代行業の指導育成	県、警察では、自動車運転代行業の指導育成を図ることで利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車運転代行業者に対する立入検査を実施しました。 (令和4年中 立入検査実施件数：79件) 【警察本部】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(7) 事業所等における社内教育の推進	推進機関は、事業所等における社内教育が推進されるよう、事業所の自主的な社内教育を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年に54回開催される交通安全講習等で飲酒運転の危険性を周知させる講義を実施しました。 令和4年4月1日の道路交通法施行規則一部の改正(運転前後のドライバーに対する「目視等」による酒気帯び確認など、安全運転管理者の新たな義務になった旨)等について、周知しました。 【警察本部】 ○ 安全運転者等講習を県内11会場において、54回実施し、8,536人(正7,212人、副1,324人)に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月1日発行の機関紙「みえANKAN」(発行部数毎月、7,200部)にて飲酒運転根絶をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10月27日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等16人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 協会本部で健康起因に特化した事故防止セミナー(R4.10.5参加者18名)を実施し、社内教育に役立てるよう指導徹底しました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	(1) 飲酒運転 根絶に係 る広報・啓 発	県民、事業者、行政等が連携して、被害者の声や違反者の手記などを取り入れた啓発や飲酒運転による交通事故等の実態を踏まえた広報を実施して、スローガン「STOP! 飲酒運転 in みえ」の積極的な展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類販売管理研修会において飲酒運転事故加害者の手記を取り入れた講話を実施し、飲酒運転の悲惨さを伝え、飲酒運転根絶の機運を高めました。 ○ スローガンを掲載した四季の交通安全運動実施要綱や、条例啓発用チラシ配布による広報啓発を行いました。 【環境生活部】 ○ ハンドルキーパー運動を推進する際に併せてチラシの配布を行い、「STOP! 飲酒運転 in みえ」のスローガンの周知を図りました。 飲酒運転防止に関するグッズ(ハンドルキーパーのマスコットキャラクターを使用した眼鏡拭き)を200枚作成し、広報啓発活動を実施しました。 【警察本部】 ○ トラック協会支部と連携し、四日市市内の道路において交通安全街頭等でミルミルウェーブ等の啓発PRを実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	(2) 飲酒運転 0をめざ す推進運 動の日	毎年12月1日を「飲酒運転0をめざす推進運動の日」とし、関係団体が連携した啓発活動等のキャンペーン等を実施することにより、県民の飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」である12月1日に、オートバックス津店において、来店者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布等を行い、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 「飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」に併せて、啓発キャンペーンを県内の商業施設等で飲酒疑似体験ゴーグル等を使用した参加体験型のイベントを実施し、県民に対する飲酒運転根絶機運を高めました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	2 広報啓発活動の推進	(3) 多様な広報媒体を活用した広報啓発活動	推進機関は、県民一人ひとりに対して飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS等による広報啓発を実施します。 また、四季の交通安全運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施します。	<p>○ 県警ウェブページや県警公式ツイッターに、飲酒運転防止の広報啓発を行いました。 【警察本部】</p> <p>○ 各種イベントやフェアを通じ、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進しました。</p> <p>○ 四季の交通安全運動期間中及び、毎週FM三重へのトラフィック広告を実施し、大型店舗等の放送設備を活用したアナウンス、各紙新聞広告を掲載するなど、各種広報媒体を利用した活動に努めました。</p> <p>○ 協会機関誌「交通安全みえ」（年5回発行）に飲酒運転根絶に関する記事を掲載して広報啓発を実施するほか、YouTubeを活用した交通安全動画の作成・アップロードを行うとともに、定期的なメール配信を行い意識の高揚を図りました。</p> <p>○ ハンドルキーパー運動推進用チラシの作成や啓発物品を調達し、その配付を通じて飲酒運転根絶の広報啓発活動を展開しました。 【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 春・秋の交通安全運動期間において、バス・タクシー・トラック協会など関係18団体へ飲酒運転防止対策など、交通安全対策の徹底について周知を行いました。</p> <p>○ 「みえ交通安全・環境フェスタ」については、関係機関との検討を重ねた結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止しました。 【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 機関誌（みえ自家用自動車新聞、毎月8000部発行）等を活用し、会員（自家用自動車ユーザー）等への情報提供を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】</p> <p>○ トラック協会のホームページで飲酒運転ゼロ含め交通安全運動の広報を実施した。</p> <p>○ 飲酒運転根絶のため、FM三重飲酒運転0キャンペーンに協賛し、飲酒運転根絶の取り組み（R5.1～2）を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	(3) 多様な広 報媒体を 活用した 広報啓発 活動	<p>推進機関は、県民一人ひとりに対して飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS等による広報啓発を実施します。</p> <p>また、四季の交通安全運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施など、効果的な広報啓発を実施します。</p>	<p>○ 巡回訪問等において各店舗による飲酒運転防止のため公共交通機関、自動車運転代行業の利用およびハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるよう要請しました。</p> <p>【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 ア 業務上の飲酒運転防止	業務上車両を運転する者にアルコールチェッカーや面接による点呼を実施するなど、従業員等が業務上飲酒運転を行うことを防止するための取組に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務中に自動車を運転する際には、運転する職員に対し、アルコール検知器を使用して、飲酒運転の防止を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】 ○ 就業時にアルコールチェッカーによる飲酒検知を行うとともに、アルコール検知器が適正に作動しているか常に確認し、誤作動等ないように適正に管理するよう指導しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ トラック運送事業における点呼について、アルコール検知器使用を周知徹底し、飲酒運転が発生しないよう取り組みました。また、携帯型アルコール検知器導入(13台)に対する助成を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 乗務員だけでなく他の従業員に対してもアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。 【(公社)三重県バス協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 イ 従業員への啓発	飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への啓発の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 ○ トラック協会から各運送事業者に向けての発送物の内容に「飲酒運転根絶」の要請文等を入れて、運転者指導教育を徹底するよう要請しました。 ○ 安全宣言 200days 事業所を募集し、135社 3,555名が参加し、飲酒運転防止や無事故無違反に取り組みました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 ウ ハンドルキーパー運動推進店への参加	ハンドルキーパー運動推進店への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドルキーパー運動推進店の指定を行いました。 推進店指定数 566 店（事業所） 【環境生活部】 ○ ハンドルキーパー運動推進店及びハンドルキーパー運動モデル事業所の拡大に努めました。 【警察本部】 ○ ハンドルキーパー運動推進店等の指定を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 広報誌を活用し、飲酒運転防止とハンドルキーパー運動の啓発を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 エ 飲酒運転根絶キャンペーン等への協力	推進機関等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力および従業員等の参加を促すとともに、会報誌等への掲載による条例の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般企業に対する交通安全講習を実施し、飲酒運転の悲惨さを呼び掛け、条例の周知を行いました。 【警察本部】 ○ バス、タクシー、トラック運送事業者の合計 49 事業所に対して監査を実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況を確認するなど、飲酒運転防止の徹底を指導しました。 ○ バス、タクシー、トラックの運送事業者の関係団体を通じ、「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」の文書を発出し、飲酒運転防止の周知徹底をしました。 ○ 飲酒運転による事故惹起を契機とする監査案件については、事業者に対して特別監査という厳正な対応を行い、再発防止・飲酒運転防止の徹底を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 ア 飲酒運転防止意識の向上	安全運転管理者等の選任事業所の使用者および管理者等は、飲酒運転に関する知識等の浸透を図り、飲酒運転防止意識の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者等講習で、飲酒運転の危険性を周知させる講義を実施しました。 【警察本部】 ○ 安全運転者等講習を県内11会場において、54回実施し、8,536人（正7,212人、副1,324人）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月1日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月、7,200部）にて飲酒運転根絶をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10月27日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等16人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 4半期毎に事故防止委員会を開催し、事業者の安全運転意識の徹底及び事故防止の安全啓発、安全第一の推進、飲酒運転、過労運転の撲滅等講師を交えて安全運転管理の推進に取り組みました。また、事業者の経営者、運行管理者及びドライバーに対して安全意識向上の徹底等事業者の社員教育の啓発に努めました。事故防止委員会において、県警、県、運輸局の講師により飲酒運転防止をはじめとした安全意識高揚に向けての教育を行いました。 【(公社)三重県バス協会】 ○ 春・夏・秋および年末の交通安全運動実施時期に、各事業者に対して事故防止（飲酒運転防止を含む。）について周知徹底しました。 ○ 新規タクシー運転者の73人に対し、飲酒運転防止について指導しました。 【(一社)三重県タクシー協会】 ○ トラック運送事業所における乗務員に指導教育の徹底を図りました。 ○ 健康起因に特化した事故防止セミナーを行い、運行管理者を中心に指導を徹底しました。 ○ 運行管理者講習の受講促進に取り組み、同講習内で飲酒運転防止の意識浸透を図りました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 イ 飲酒運転の再発防止	従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転者等講習を県内11会場において、54回実施し、8,536人(正7,212人、副1,324人)に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月1日発行の機関紙「みえANKAN」(発行部数毎月7,200部)にて飲酒運転をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10月27日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等16人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 飲酒運転防止のため、始業・終業点呼時にアルコールチェッカーによる飲酒検査を行うと併に、始業点呼時にアルコール反応が出た場合は、確実にアルコールチェッカーが0になったことを確認し、0にならない場合は運転させないように周知を行いました。 【(公社)三重県タクシー協会】 ○トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 ○健康起因に特化した事故防止セミナー(R4.10.5参加者18名)を行い、運行管理者を中心に指導徹底しました。 ○ 運行管理者講習受講について、受講促進に取り組み、講習内容で飲酒運転防止の意識浸透を図りました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 各事業者においては、乗務員(事業用ドライバー)はもとより他の従業員に対しても、日常の飲酒運転及び過労運転防止をはじめとした安全運転意識への向上のための社員教育を実施しました。運行管理者は事故の再発防止や安全運転意識の徹底を図り、事業用自動車の運行の安全確保に努めました。 【(公社)三重県バス協会】 ○ 三重県バス協会事故防止委員会において、県警、県、運輸局の講師により、飲酒運転根絶に向けた安全運転管理について講義し、飲酒運転防止を始めとした安全意識を浸透させるための教育を実施しました。 【中部運輸局三重運輸支局】 【警察本部】 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 ウ 交通安全機材の展示、貸出	三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材等を展示するとともに、その貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者への関心を高めま	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者の事業所内での活動支援のため、 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全講習講師の派遣(年間22回、受講者約760名) ・交通事故写真パネルの貸出(13事業所16組) ・交通安全DVDの貸出(211事業所386枚) ・アルコール検知器の貸出(3事業所3器) ・酒酔い体験ゴーグルの貸出(6事業所8個) ・コルクコースター、ポケットティッシュ等の啓発物品の配付を行いました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> ○ 会員への貸し出しDVDで、飲酒運転防止視聴教材を使用し周知徹底を図りました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 エ アルコール検知器の使用の徹底	自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール検知器の適正な管理・使用する方法、日常点検で活用する方法を周知しました。また多くの事業者でハンディタイプの簡易型アルコール検知器を使用していることから、機器の管理方法、正常に機能することの確認、定期的な機器の買い換え更新の必要性を指導しました。 ○ 適正化事業、事業者巡回指導の際、正しい点呼、アルコール検知器使用について事業所に出向き指導しました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転をさせないように点呼時にアルコールチェッカーにより飲酒検知を行い、飲酒の反応が出た場合は運転をさせないように周知しました。 また、アルコールチェッカーが適正に作動しているか常に確認し、誤動作等が無いように常に管理するよう周知しました。 <p style="text-align: right;">【(一社)三重県タクシー協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乗務員に対するアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。 <p style="text-align: right;">【(公社)三重県バス協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(3) 飲食店営業者における取組 ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲出、メニュー等への啓発文等の掲載に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県生活衛生同業組合連合会理事会等において、飲酒運転根絶について各組合員に周知・注意喚起するよう協力を求めました。 ○ 組合員店舗等に対して、啓発用ポスター等の掲示について要請しました。 <p style="text-align: right;">【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(3) 飲食店営業者における取組イ 来店者への声かけ等の実施	来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の案内、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。	<p>○ ハンドルキーパー運動の周知拡大を図るため、四季の交通安全運動期間中を始め、年間を通じて管内の飲食店および事業所に協力を求め、それぞれをハンドルキーパー運動推進モデル店およびモデル事業所に指定するなど飲酒運転根絶意識の高揚を図りました。 【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ ハンドルキーパー運動の周知拡大を図るため、組合員店舗に対して協力を求めました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(3) 飲食店営業者における取組ウ 飲酒運転根絶気運醸成	飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。	<p>○ 店舗等に対し、ポスター・チラシの掲示依頼を行いました。</p> <p>○ 11月18日(金)四日市地区において、三重県料理業生活衛生同業組合理事長による飲食店を対象とする「飲酒運転根絶」の啓発活動を実施しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 【環境生活部】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(4) 酒類販売業者における取組ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	酒類販売業者を対象とする研修時に県が配布するポスター等を、販売場内の来店者によく見える場所へ掲示し、飲酒運転根絶に努めます。	<p>○ 交通安全運動等期間中に店舗等への啓発用ポスター掲示の依頼や酒販会館玄関および研修会場(酒販会館会議室内)に大型ポスターの掲示を行うとともに、酒類販売関係者(酒類販売管理研修受講者)へのチラシを配布して啓発活動をいたしました。 【三重県小売酒販組合連合会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(4) 酒類販売業者における取組イ 来店者への声かけ等の実施	車両利用の酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけをするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。	<p>○ 酒類販売管理研修(51回)を通じて、飲酒運転防止のため酒類の購入者に対する声かけ等の重要性について、酒類販売関係者酒類販売管理研修受講者(1,227人)に周知を図りました。</p> <p>○ 中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習及び県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コロナ感染対策のため開催を見送りましたが、中央会作成講師向けの研修資料を通じて、飲酒運転防止のための声かけ等の重要性について周知を図りました。 【三重小売酒販組合連合会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(4) 酒類販売業者における取組 ウ 飲酒運転根絶を訴える街頭啓発活動の実施	県民に対し飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。	<p>○ 全国20歳未満飲酒防止月間の4月4日～8日の間に野村證券津支店店頭ショーウインドにて「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」の街頭広告（横断幕・大型ポスターを展示）を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【三重県小売酒販組合連合会】</p> <p>○ 11月5日（土）にJR津駅東口で「飲酒運転撲滅（根絶）キャンペーン」（啓発用ビラおよびポケットティッシュの配布）を実施（参加人員：会員・家族・県計26名）しました。</p> <p style="text-align: right;">【(公社)三重断酒新生会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
<p>II 教育機関等による教育</p>	<p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p>	<p>(1) 小学校、中学校、高等学校における教育ア 学校教育活動全体を通じた指導</p>	<p>学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。</p>	<p>○ 保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する指導を行ったと回答した学校の割合は、小学校、中学校、高等学校（全日制）で100%でした。 (令和4年度学校体育実態調査)</p> <p>○ 教職員への啓発 <小学校体育担当者> 体育担当者が集まる研修会（オンライン）で「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。</p> <p><中学校保健体育科教員> 保健体育担当者が集まる研修会（オンライン）で「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。</p> <p><高等学校保健体育科教員> 学校訪問や保健体育担当者が集まる研修会において、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問 ・ 元気アップ研修会（オンライン） ・ 運動部活動指導者スキルアップ研修会（オンライン） <p>○ 県立学校に対し、地区別生徒指導連絡協議会において、「自転車安全利用五則」に触れ、飲酒運転の根絶に関する教育の必要性を伝えました。 【教育委員会事務局】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
<p>II 教育機関等による教育</p>	<p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p>	<p>(1) 小学校、中学校、高等学校における教育 イ 家庭・地域・関係機関との連携</p>	<p>子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨などを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。 また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。</p>	<p>○ 公立小中学校等および県立学校に対して、「長期休業中における児童・生徒の指導について（通知）」を通じ、飲酒運転の根絶に向けた児童・生徒への指導の充実に努めました。 ○ 県立高等学校において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を行った学校の割合は、全日制・定時制ともに 100% でした。 【教育委員会事務局】</p>
<p>II 教育機関等による教育</p>	<p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p>	<p>(2) 生涯学習としての交通安全教育 ア 三重県交通安全研修センター等の活用</p>	<p>県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から高齢者に至る幅広い県民に対して、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施する中で、対象者の特性に応じた飲酒運転防止教育を実施します。</p>	<p>○ 三重県交通安全研修センターは、生涯学習としての交通安全教育を実施するにあたり、研修受講者の年齢に応じた飲酒運転防止等の研修を実施しました。 【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2) 生涯学習としての交通安全教育 イ 段階的、体系的な教育の実施	交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識および交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業施設等で飲酒疑似体験ゴーグルを使った飲酒運転の危険性を体験する交通安全教育や広報啓発活動を実施しました。 【警察本部】 ○ 地域の交通安全教育センターとして、県内の14教習所において、飲酒運転防止等に関する講習会を886回、6,821人に対して実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(3) 高齢者に対する教育の推進	高齢者の交通安全教育を関係機関・団体等と連携して実施する中で、あわせて飲酒運転根絶に関する教育を、交通安全教室、社会活動および福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転禁止の遵法意識の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察官や交通安全ボランティアによる飲酒運転の危険性等を高齢者に説明し、飲酒運転防止の啓発を実施しました。 ○ 令和4年中、高齢者講習受講者70,431人(更新時講習：70,374人、臨時講習：57人)に対して、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 県内20教習所において、更新時・臨時高齢者講習受講者70,431人に対し、飲酒運転防止教育を含む高齢者講習を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(1) 指定自動車教習所における飲酒運転防止教育の推進	公安委員会が指定する自動車教習所は、免許取得時の教育はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を含めた運転者教育に努めます。	○ 県内 20 教習所において、各運転免許の教習課程を卒業した 21,565 人に対し、カリキュラムに基づき飲酒運転防止の教習を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(2) 安全運転管理者講習を通じた若年運転者にも十分理解できる交通安全教育の推進	事業所は、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて、若年運転者が理解を深めることができる飲酒運転防止教育の推進に努めます。	○ 安全運転者等講習を県内 11 会場において、54 回実施し、8,536 人（正 7,212 人、副 1,324 人）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。 ○ 毎月 1 日発行の機関紙「みえ ANKAN」(発行部数毎月 7,200 部)にて飲酒運転をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。 ○ 10 月 27 日鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて、安全運転管理者等 16 人対象の交通安全教育「指導者トレーニング」を開催し、飲酒運転の根絶を周知しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(3) 大学、専門学校における飲酒運転防止教育の実施 飲酒を始める時期の若者(大学生等)に対する啓発活動の実施	県は、法的に飲酒可能年齢に達した大学、専門学校生徒に対し、アルコール依存症等の知識の普及および飲酒運転との関係性について啓発活動を行います。	○ 20 歳未満飲酒防止強調月間(4 月)の前に、県内の大学、短期大学等の入学式に合わせて、20 歳未満飲酒防止等の小冊子を、教職員を通じてから新入生へ配布しました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 県内の大学、専門学校生徒等(4 回、1,448 人)に対し、飲酒運転の悲惨等を説明し、交通安全教育を実施しました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
<p>III 飲酒運転の再発防止のための措置</p>	<p>1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動</p>	<p>(1) 効果的な広報啓発活動の推進</p>	<p>県は、警察、市町、関係機関、民間団体と連携して、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため条例の周知啓発を推進します。</p>	<p>○ 「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の柱である「規範意識の定着」および「飲酒運転の再発防止」について周知を図るため、ラジオスポットで広報したほか、県内コンビニへのポスター掲出や、各種交通安全啓発活動で条例の広報やチラシ等の配布を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>
<p>III 飲酒運転の再発防止のための措置</p>	<p>1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動</p>	<p>(2) 相談窓口設置による相談体制の整備</p>	<p>県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備するとともに、事業者、関係団体等からの要請に応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか、飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。</p>	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の専門相談員が飲酒運転違反者および家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に係る相談および要望等に対して、積極的な情報提供等を行い、受診の促進に努めました。</p> <p>※ 相談件数 98件</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	２ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	(1) 効果的な再教育と講習実施機関に対する指導・監督	警察は、飲酒運転違反者の危険性を認識させるための効果的な再教育を行うとともに、講習実施機関に対する指導および監督を行い、また講習指導員に対する研修会を随時開催するなど、講習指導員の指導能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年中、飲酒運転違反者に対する取消処分 256 件、停止処分 65 件を執行し、悪質・危険な運転者を早期に道路交通の場から排除しました。 ○ 令和4年中、飲酒運転違反者を対象とした飲酒取消処分者講習受講者 240 人及び停止処分者講習受講者 43 人に対して、飲酒運転防止教育を実施しました。 ○ 講習実施機関に対する指導・監督及び講習指導員に対する指導を随時行い、指導力の向上を図りました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>
Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	２ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	(2) 運転適性相談窓口の充実	警察は、運転者からの様々な相談に適切に対応するため、相談体制の整備や担当職員に対して専門的知識、および適切な対応要領等に関する指導教養を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当職員を対象とした研修会を開催し、適切な対応要領等に関する指導教養を行い、運転適性相談の充実に努めました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。 受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。	○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を提供し、アルコール依存症等に関する正しい知識の周知と受診の向上に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告するとともに、さらに勧告の書面を送付したのち40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施します。 また、指定医療機関における受診しやすい環境整備等に努めます。	○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者に対して勧告を実施しました。 また勧告後受診報告のない飲酒運転違反者に再勧告を行いました。 ・受診通知件数 327件 （うち報告数 136件 受診率 41.6%） ・勧告件数 193件 （うち報告数 32件 受診率 16.6%） ・再勧告件数 160件 （うち報告数 25件 受診率 15.6%） ・合計報告件数 193件 受診率 59.0% (令和5年7月15日現在) 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 ア アルコール依存症に関する正しい知識の普及等	アルコール依存症患者等の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の者に対しても、適切な対応方法についての啓発に努めます。	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者およびその家族等からの相談に対し、アルコール依存症の正しい知識の普及に努めるとともに、医療機関や他の相談窓口等の教示に努めました。 【環境生活部】</p> <p>○ 三重県医師会館において、飲酒運転0（ゼロ）条例に係る指定医療機関研修を開催（オンライン併用）し、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例の取組成果について」や「アルコールとうつ、自殺～死のトライアングルを避けるために～」の講演を行いました。（令和5年3月21日開催 受講・修了者数 33名） 【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 イ 「三重県アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定と問題解決と予防に対する各機関の連携等	アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。	<p>○ 三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の取組状況について、三重県アルコール健康障害対策推進部会において報告し協議しました。（令和5年1月13日開催）</p> <p>○ アルコール関連問題の啓発について、三重断酒新生会に委託し、アルコール関連問題啓発フォーラムを開催（オンライン併用）し、講演「アルコール依存症とは～仲間と共に回復を～」や体験発表などを行いました。（令和5年1月22日開催 参加者59名）</p> <p>○ 県で作成したリーフレットを一般県民（街頭配布、図書館内での配架）や大学などに配布し、アルコール関連問題に関する正しい知識を啓発しました。</p> <p>○ アルコール関連問題啓発週間（11月10日から16日まで）には、啓発ポスターを専門医療機関や相談拠点などで掲示したり、県のホームページやツイッターにアルコール関連問題についての掲載を行い啓発しました。 【医療保健部】</p> <p>○ 令和4年度アルコールフォーラム（1月22日）、三重断酒新生会結成51周年記念大会（2月19日）、松阪ブロック結成47周年記念例会（9月25日）、一志伊賀ブロック結成45周年記念大会（3月12日）、三重一日研修会（3月5日）等を開催し、アルコール依存症の正しい知識の普及及び行政、医療機関との連携の強化を図りました。コロナ禍の対応としてzoomの活用によるオンライン開催を行いました</p> <p>○ 三重刑務所が実施する「アルコールに関する教育」に講師を派遣し、アルコール依存症の正しい知識及び飲酒運転防止に関する教育を行いました。（計6回） 実施日：令和4年4月4日、5月18日、7月20日、12月19日、12月22日、令和5年2月14日） 【(公社)三重断酒新生会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等	保健所等において、アルコール依存症者とその疑いのある者や家族、事業所など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。	○ 保健所や三重県こころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談を実施しました。 ※ 相談受理状況 ・ 来所相談：延べ 31人 ・ 訪問相談：延べ 47人 ・ 電話相談：延べ 257人 【医療保健部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(2) 本人・家族の取組	県が設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、飲酒運転違反者が県から受診通知を受け取ったことをその家族が知った場合は、飲酒運転違反者本人に対して必ず指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」について、県ウェブページへ掲載し、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等が相談しやすいように広報を行いました。 また、飲酒運転違反者等からの相談に対し、必要に応じ関係機関・団体の相談窓口等の教示に努めました。 【環境生活部】

目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(3) 事業者の取組	従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症および多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症および多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。	○ 職員の健康診断や保健指導等を行いました。 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進	運転免許証の取得・更新時や飲酒運転違反者が運転免許証返還時に、アルコール依存症であることを申告した場合には、早期治療を促すとともに、受診義務対象者には受診を促します。 また、運転免許証の取得時等における質問票や運転適性相談等によりアルコール中毒の疑いがある者を認めた場合には、臨時適性検査又は診断書の提出により、免許取得の可否を判断します。	○ 運転免許取得時及び更新時に受理する質問票の申告に基づき、アルコール依存症者の把握に努め、申告のある申請者に対して早期治療を促しました。 ○ 飲酒運転により停止処分を受けた者に対して、運転免許証返還時に医療機関の受診を促しました。 ○ アルコール依存症の疑いがある者に対する臨時適性検査の実績はありませんでしたが、医師の診断に基づき、免許取得等の可否を判断しました。 【警察本部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 イ 交通安全講習等における相談、受診の促進	取消処分者講習、停止処分者講習時において、スクリーニング・テスト(オーディット)を実施し、受講者自らの飲酒習慣を自覚させるほか、問題飲酒行動のある者に対する、速やかな受診につなげます。	○ 令和4年中、飲酒取消処分者講習受講者240人、停止処分者講習(飲酒学級)受講者43人を対象に、アルコール・スクリーニングテストを実施し、問題飲酒行動のある者に対して、医療機関の受診を促しました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 ア アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携	アルコール依存症者は、うつ、幻覚等の精神症状や肝機能障害、高血圧、糖尿病等の健康障害を引き起こす場合があるので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関およびアルコール専門医療機関において相互に連携するよう努めます。	○ 各保健所において、地域精神保健福祉連携会議を開催、地域における諸課題について協議しました。(連携会議合計14回) ○ 多機関多職種が連携した団体が実施する研修会について、県が支援し、県講堂(オンライン併用)にて開催しました(令和4年11月4日開催 289人参加) 【医療保健部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及	受診の結果、アルコール依存症でない者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけを行います。	○ 多機関多職種が連携した団体が実施する研修会において、「アルコール救急多機関連携マニュアル」を配布し知識の普及を行いました。 【医療保健部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(6) 自助グループの取組	自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。	○ 県内各地に酒害相談員による電話相談による「アルコール依存症および飲酒運転」に関する相談に対応しました。 ※ 相談実施件数 11件 三重断酒新生会入会者 7人 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進</p>		<p>県は、関係機関、民間団体と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。</p>	<p>○ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」である12月1日に、オートバックス津店において、来店者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布等を行い、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【(一財) 三重県交通安全協会】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>2 相談体制の確立</p>		<p>県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者や、その家族等からの相談に応じ、他の機関と連携を図りながら、受診等につなげるよう努めます。</p>	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対応しました。 また、関係機関等と連携し、相談内容に応じた相談窓口の教示にも努めました。 ※ 相談件数 98件 【環境生活部】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>3 情報提供</p>		<p>県は、飲酒運転の再発防止のための各種情報を企業等における社内教育の場に提供します。</p>	<p>○ 関係機関・団体が開催する各種会議や、啓発活動の場において、資料等を配布して幅広い情報提供を行いました。 【環境生活部】</p>

V-4、V-5、V-6

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和4年度中の主な取組状況
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせた取組		県は、毎年12月1日の飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日に合わせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。	○ 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」である12月1日に、オートバックス津店において、来店者に対し、啓発物品、啓発チラシの配布等を行い、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	5 表彰		県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店舗等に対表彰等を行います。	○ 令和4年度「飲酒運転根絶に関する功労者表彰」として団体1名を表彰し、飲酒運転根絶の機運を高めました。 【環境生活部】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	6 実施状況の報告と公表		この計画に基づく実施計画と施策をとりまとめ、その実施状況について、毎年1回、「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告」を作成し、県議会に報告するとともに、三重県公式ホームページで公表します。	○ 第3次基本計画に基づく実施計画と施策をまとめ、「令和4年度飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告書」を作成し、議会で報告しました。また、同内容を県公式ウェブサイトで公表しました。 【環境生活部】

参考資料

三重県交通対策協議会 飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会の構成

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に設置した「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推 進 機 関 名
1	三重県環境生活部くらし・交通安全課
2	三重県医療保健部健康推進課
3	三重県教育委員会事務局保健体育課
4	三重県警察本部交通部交通企画課
5	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
6	一般財団法人三重県交通安全協会
7	一般社団法人三重県自家用自動車協会
8	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
9	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
10	一般社団法人三重県タクシー協会
11	一般社団法人三重県トラック協会
12	公益社団法人三重県バス協会
13	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
14	公益社団法人三重断酒新生会
15	三重県小売酒販組合連合会

令和5(2023)年版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書

令和5(2023)年9月発行

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

E-mail: seikotu@pref.mie.lg.jp